

令和5年(ネ)第584号

「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 控訴人番号1ほか5名

被控訴人 国

証拠説明書(4)

令和6年1月31日

福岡地高等裁判所第5民事部合議リ係 御中

被控訴人指定代理人

田 中 義 一  
渡 口 真  
藤 木 理 香  
比 嘉 舞 子  
戸 取 謙 治  
大 野 智 己  
石 川 舞 子  
村 上 岳  
伊 集 浩 平

略語は控訴答弁書の例による。

乙号証 番 号	標 目 (作成者等)		作 成 年月日	立証の趣旨
乙 3 1	新訂ワークブック法 制執務第 2 版 (抜粋) (法制執務研究会編)	写し	H30. 3. 30	法令における「項」は、 「条」の中の文章の段落を 意味するものであり、「条」 及び「号」ほどの独立性を 有するものとは観念されて いないこと
乙 3 2	注釈日本国憲法 (2) (抜粋) (長谷部恭男編)	写し	H29. 1. 30	学説において、同性婚を 保証しないことが憲法 2 4 条 1 項に違反するものでは ないと指摘されていること 等
乙 3 3	GHQとの交渉と「3 月 5 日案」の作成 (国立国会図書館)	写し	R3. 11. 30 (ウェブ ページ印 刷日)	憲法 2 4 条 1 項の規程が 成分化されるまでの過程に おいても、常に「男女」は 「両性」という文言が用い られており、一貫して性別 の異なる者同士の人的結合 関係が「婚姻」と表現され ていること
乙 3 4	憲法(上)〔新版〕(抜 粋) (佐藤功)	写し	S58. 4. 25	憲法 2 4 条 2 項が、配偶 者の選択について定める法 律は個人の尊厳と両性の本

				質的平等に立脚して制定されなければならないと規定する意味は、婚姻は両性の合意のみによって成立する旨の同条1項の規定と同義と解されていること
乙35	「家族法」(第3版) (抜粋) (大村敦志)	写し	H22.3.25	現行民法典には「家族」という言葉は存在しないこと